

中小企業デジタル化実践人材育成事業仕様書

1 事業名

中小企業デジタル化実践人材育成事業

2 事業の目的

労働力人口が減少するなか生産性を向上させていくためには、業務の自動化や省力化を可能にする DX 推進が効果的であるが、中小企業においては、DX を担うデジタル人材が不足しているのが現状である。

このため、生成 AI を始めとするデジタルスキルを習得するための短期集中講座及びフォローアップの提供により、デジタル技術を活用して中小企業の生産性向上を図ることでできる人材の育成支援を行う。

3 事業内容

(1) デジタル技術活用スキル向上集中講座

中小企業の実務者が、自社のデジタル化プロジェクト推進に必要な知識・スキルを習得できるよう、実践的な連続講座を企画・開催する。自社のデジタル化計画策定までを支援する。

(2) 個別企業への伴走支援（フォローアップ研修）

(1) の集中講座受講企業が自社のデジタルプロジェクトを立ち上げ、推進できるよう、専門家が現場の課題に応じた助言・指導を行う。当該企業がプロジェクト推進で自走できるまでを支援する。

4 委託業務

(1) デジタル技術活用スキル向上集中講座

ア 講座の企画・開催

- ・ 中小企業においてデジタル化を推進し、生産性向上を図ることができるよう、生成 AI を始めとするデジタルスキル（情報セキュリティに関する知識も含む）を習得できる全 10 回の講座を企画・開催すること。
- ・ 講師のもとで生成 AI やノーコードツール等の複数のデジタルツールを実践するハンズオン研修を企画し、参加者全員にパソコンを用意すること。パソコンを用意できない参加者には、ハードウェアの準備をすること。
- ・ 講師はデジタル技術や企業経営等に精通し、事業目的を達成するための必要な知見・能力・経験・資格などを有する者を確保すること。
- ・ 事業を企画するにあたっては、参加者が自社でのデジタル技術活用のイメージが持てるよう、具体的な活用事例や導入する上での課題などの実践例を取り入れること。また、受講意欲を向上させるような取組を工夫すること。
- ・ 参加者が円滑に研修を受講できるよう、必要に応じてサポートスタッフを配置すること。
- ・ 講座に使用するテキストを作成すること。

- ・応募者が定員を超える場合は、県と協議の上参加者を決定すること。
- ・参加者へのアンケートを行い、その集計及び企画した内容の検証・分析を行うこと。

イ 対象・規模

- ・中小企業従業員（デジタル技術活用についての初心者～中級者を想定）
- ・30人（20社。1社2名まで可）

ウ 実施時期

- ・2026年5月～7月頃

エ 開催場所・回数

- ・名古屋市内で全10回（各研修時間：3時間以上）開催すること。
※会場は主要駅の近くなどアクセスが良い場所とすること。

(2) 個別企業への伴走支援（フォローアップ研修）

ア 企画・実施

- ・（1）で習得したスキルを活用し、企業内でデジタル化プロジェクトを推進し、自走できるよう、専門家による助言・指導を提供すること。
- ・伴走支援する専門家は中小企業でのデジタル技術導入・活用等に精通し、事業目的を達成するための必要な知見・能力・経験・資格などを有する者を確保すること。
- ・伴走支援を希望する企業に対しては、事前ヒアリングの上、課題解決に資する専門家を決定して支援すること。
- ・実施後には、参加者へのアンケートを行い、その集計及び企画した内容の検証・分析を行うこと。

イ 対象

- ・（1）の集中講座受講者のうち希望者

ウ 実施場所・回数

- ・各企業のオフィス・工場等において延べ50回以上開催すること（1社あたり5回以上）。
- ・1回の派遣は1～3時間程度とする。

エ 実施時期

2026年8月～12月頃

(3) 成果発表会の開催

フォローアップ研修終了後には、フォローアップ研修を実施した企業の成果発表会を開催し、その成果を県内中小企業に共有・発信することで、取組例の横展開を図る。

- ・実施時期：2026年12月頃
- ・開催場所・回数：名古屋市内で1回開催（ハイブリッド形式）
- ・対象：県内中小企業、商工団体、その他DXに関心を有する者
- ・参加者へのアンケートを行い、その集計及び企画した内容の検証・分析を行うこと。
- ・ハイブリッド形式で実施するための安定的な配信環境を準備すること。

(4) その他付加提案

上記の項目以外で本事業の趣旨に合う付加提案があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については県との協議により決定すること。

5 広報

- 事業を周知するチラシを 3,500 部以上作成するとともに、県の指定する宛先及び提案する配布先に送付すること。
- チラシ、Web 広告、SNS 等の各種広報媒体により効果的な広報を行い、定員を満たすよう集客に努めること。また、企業内の DX 推進者や経営者に対して、デジタル人材育成の必要性を強く訴える内容となるよう工夫すること。また、4. (3) の成果発表会への集客も行うこと。

6 契約期間

契約締結日から 2027 年 2 月 26 日（金）まで

7 成果物

- 事業実施報告書（A4 版縦） 2 部
- 上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1 式
- 講座テキスト
- アンケート及び集計結果、企画した内容の検証・分析結果
- その他県が指示したもの

8 納品場所

愛知県労働局産業人材育成課が指定する場所

9 完了検査

すべての業務完了後、契約満了日までに業務完了届を提出し、県の検査を受けるものとする。

10 その他

- 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- 本事業の実施にあたり、本県担当者と連絡を密にし、進捗状況等について隨時打合せ・報告を行うなど、県と十分協議のうえ実施すること。
- 県が実績等に関する報告を求めた場合は、都度報告すること。
- 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- 1 件 3 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入は不可とする。
- 個人情報を含む情報管理については、十分に留意し、法令等を遵守すること。

(10) 本業務の実施にあたり、予期せぬ事態等が発生した場合または、本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。